

改正

平成12年3月31日水管規程第4号

平成16年4月1日水管規程第2号

平成20年12月1日水管規程第3号

平成24年6月29日水管規程第2号

令和元年9月13日水管規程第2号

令和元年12月27日水管規程第3号

令和3年3月31日水管規程第8号

小田原市指定給水装置工事事業者規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条～第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条～第13条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第14条～第18条）

第5章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）

第5条第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第3条 条例第5条第1項の規定による指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 条例第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」

という。)に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

(指定の基準)

第4条 事業管理者は、条例第5条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第11条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 水道法(昭和32年法律第177号)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条 条例第5条第1項の規定による指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定による指定の更新を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。ただし、事業管理者が第2号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(1) 第3条第2項各号に掲げる書類

(2) 小田原市指定給水装置工事業業者指定更新時確認書(様式第3号)

3 第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 前条の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

(指定給水装置工事業業者証)

第6条 事業管理者は、条例第5条第1項の規定による指定又は前条第1項の規定による指定の更新をしたときは、速やかに、小田原市指定給水装置工事業業者証(様式第4号。以下この条において「事業者証」という。)を交付するものとする。

2 指定給水装置工事業業者は、事業者証を亡失し、又は損傷したときは、小田原市指定給水装置工事業業者証再交付申請書(様式第5号)を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

3 指定給水装置工事業業者は、次条第1項の規定により事業の廃止の届出をしたとき又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、事業者証を事業管理者に返納しなければならない。

4 指定給水装置工事業業者は、次条第1項の規定により事業の休止の届出をしたとき又は第9条の規定による指定の停止を受けたときは、事業者証を事業管理者に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 指定給水装置工事業業者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に小田原市指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、小田原市指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第7号）を事業管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第14条各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(5) 第17条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 第18条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(8) 不正の手段により条例第5条第1項の規定による指定を受けたとき。

（指定の停止）

第9条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、6月を超えない期間を定め条例第5条第1項の規定による指定の効力を停止することができる。

（一般に周知させる措置）

第10条 事業管理者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(1) 条例第5条第1項の規定による指定をしたとき。

(2) 第5条第1項の規定による指定の更新をしたとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に係るものに限る。）があったとき。

(4) 第8条の規定による指定の取消しをしたとき。

(5) 前条の規定による指定の停止をしたとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事主任技術者の選任)

第11条 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条各号に掲げる職務をさせるため、水道法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 前項の規定による選任は、条例第5条第1項の規定による指定を受けた日から2週間以内に行わなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

5 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8号）により事業管理者に届け出なければならない。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第12条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、事業管理者との次に掲げる連絡又は調整

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 条例第6条に規定する工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わな

ればならない。

(構造及び材質の確認)

第13条 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質が条例第6条の規定により事業管理者に指定されたときは、当該給水管及び給水用具が当該指定された構造及び材質であることの確認を行わなければならない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営の基準)

第14条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第11条第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第12条第1項各号に掲げる職務及び前条の確認を行う者を指名すること。
- (2) 条例第6条に規定する工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 条例第6条の規定により事業管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件に適合するように同条に規定する工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の指名
 - オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計の審査)

第15条 指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項の審査を受けようとするときは、小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）第2条に規定する給水装置工事施行承認願に設計図その他事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

(給水装置工事の検査)

第16条 指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項に規定する給水装置工事の検査（以下「給水装置工事の検査」という。）を受けようとするときは、給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事検査申込書（様式第9号）を事業管理者に提出しなければならない。

2 事業管理者は、給水装置工事の検査の結果、給水装置工事に不備があると認めるときは、当該給水装置工事に係る指定給水装置工事事業者に対し、期間を指定して手直しを要求することができる。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の手直しを要求されたときは、同項に規定する指定期間内にこれを行い、改めて給水装置工事の検査を受けなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第17条 事業管理者は、給水装置工事の検査又は条例第30条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事又は当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第19条 事業管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上のために、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

(実施細目)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(小田原市上水道給水装置工事公認業者規程の廃止)

2 小田原市上水道給水装置工事公認業者規程(平成元年小田原市水道局管理規程第4号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 小田原市水道給水条例の一部を改正する条例(平成9年小田原市条例第42号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定による届出は、旧小田原市上水道給水装置工事公認業者届出書(附則様式)を提出して行うものとする。この場合において、当該届出をする者は、旧規程第5条第1項の規定により交付された小田原市上水道給水装置工事公認証及び表示板を事業管理者に返納しなければならない。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 事業管理者は、改正条例附則第2項の規定による届出があったときは、速やかに、第5条第1項の指定給水装置工事事業者証を交付するものとする。

6 改正条例附則第2項の規定により条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第7条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号から第8号まで」と、同条第1号中「第4条各号」とあるのは「第4条第2号又は第3号」とする。

7 改正条例附則第2項の規定により条例第5条第1項の規定による指定を受けた業者とみなされた者についての第13条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条第1号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧小田原市上水道給水装置工事公認業者規程(平成元年小田原市水道局管理規程第4号)第34条第2項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者(以下この条において「旧給水装置工事責任技術者」という。)」と、同条第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧給水装置工事責任技術者」とする。

8 旧規程第34条第2項の小田原市上水道給水装置工事責任技術者資格証明書の交付を受けた者のうち、水道法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者は、

当該証明書を事業管理者に返納しなければならない。

附則様式

(表面)

旧小田原市上水道給水装置工事公認業者届出書

年 月 日

小田原市水道事業管理者

様

届出者 氏名又は名称

㊞

住 所

代表者氏名

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例（平成9年小田原市条例第42号）附則第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名	フリガナ名
事業の範囲	

(裏面)

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	事業所の所在地

附 則（平成12年3月31日水管規程第4号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による浪費を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者に関する小田原市指定給水装置工事事業者規程の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日水管規程第3号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日水管規程第2号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年9月13日水管規程第2号）

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和元年12月27日水管規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第3号の改正規定及び第13条第5号アの改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日水管規程第8号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。